

公益のため直接専用する軽自動車への減免について

法人が所有する軽自動車のうち、公益のため直接専用する軽自動車として下記のも
が減免の対象となります。

- ① 市からデイサービス事業、在宅介護支援センター運営事業及び老人ホームヘルプサ
ービス事業等の業務委託を受けた社会福祉法人、医療法人その他これらに類する法人等
が**直接その事業のため専用する軽自動車等**

- ② 法人税法施行令第5条第1項第29号ロ(社会福祉法人が行う医療保健業)及びカ(公
益社団法人等で、介護保険法規定する訪問看護、同法第八条の二第三項に規定する介護
予防訪問看護、高齢者の医療の確保に関する法律第七十八条第一項に規定する**指定訪問
看護**又は健康保険法第八十八条第一項に規定する訪問看護の研修に付随して行う医療
保健業)に規定する法人が、**老人訪問看護事業のため直接専用する軽自動車等**

社会福祉法人等が所有する軽自動車全てではなく、直接その事業に専用するものが対
象となるため、減免申請の際は、訪問看護等に直接専用するものかどうかご確認ください。

※専用するとは、その事業専用を使用している場合を指します。